



序に代えて

青森大学学長 盛田 稔

第二巻は、古代から近世末までの長い期間についての記述である。

古代および中世は、筆者の専門外であるが、思いきって挑戦してみた。膨大な頁数となったので読者の利便のため本書を読むに当たってのポイントをお示ししたい。

古代篇については、資料がきわめて少ないので、考古学的知見をも加える一方、東北地方や青森県の七戸以外の地方に関する資料から七戸地方の状況を類推する方法をとった。

古代篇中、筆者が示した新しい見解もしくは力説した点は左の諸点である。

①三回にわたって朝廷から出された陸奥の馬の売買禁止令の裏にひそむ中央政府の狙いは、陸奥の文化、特に農耕文化の発展を疎止することにあったことを明らかにした。

②弘仁二年の文室の綿麻呂による蝦夷征伐は、今の上北郡に及んだ可能性が強いこと。また壺の碑（日本中

央の碑）伝説は、単なる伝説に止らない可能性のあることを日本という言葉の解釈その他の新しい観点から立論した。

中世篇については、今春国の重要文化財に指定された、東京府中東郷寺南部光徹氏所蔵の『根城南部家文書』を利用してもらった反面、『東北太平記』等の軍記物も参考として利用し、また考古学的知見をも加え、七戸地方の姿を立体的に捕えるよう心がけた。

この篇での新しい知見および力点を置いたところは次の諸点である。

① “戸”の起源について、従来あった諸説とは別に、『吾妻鏡』文治六年の項に、“戸立”の語を発見したことから、『源平盛衰記』宇治川の先陣争いの項に出てくる“七戸立”という言葉も、これを後世の軍記物であるという理由で否認することなく、当時すでに、七戸・三戸等が存在していたことを示すものと受取ってもよいこと。すなわち“戸”の制度は、平安時代にすでに存在していたと見てよいことを立証した。

② 根城南部氏・七戸南部氏の五代にわたる南朝への忠節を詳述し、七戸人の節に殉じるジョッパリ精神の源流を南部政光に見出した。

③ 混乱している七戸氏の系譜について、第一期の七戸氏、第二期の七戸氏と分け、両者の関係について、決定打ではないが一つの解釈を試みた。

④ 戦国時代末期、九戸政実の乱に加担して亡んだ二人の七戸城主がいるという謎について、その一人である

七戸伊勢慶道とは、平内城主ではなかったか、そして、七戸の名跡を継いだ南（七戸）直勝は平内城主を兼ね、やがて津軽為信に降ったのではないか、という疑問を提示した。

⑤七戸周辺の城館のすべてについて実地調査の上、遺構図を付して紹介した。

近世篇は、一見資料が豊富であると思われるが、御給人に関する資料として七戸で得られた主なるものは、『城内盛田家文書』・『お城盛田家文書』に過ぎず、商工業関係資料では、『大塚屋文書』・『大安家文書』・『船木屋文書』・『岩城屋文書』等があったが、その他の商家についての資料は少なく、また当時の住民の九割を占める農民についての資料は、皆無に近く、全体として資料不足の感があった。しかし、近世は近現代七戸の母体となる時代のことなので、出来る限り細かな分析を心がけ、近現代七戸の、依ってきたる所を明らかにしようと努めた。

ここでは、次の諸点に力を入れて記述した。

①近世七戸の行政がどのような形で行われたか。地方行政組織について詳述した。

②明治期以降士族と呼ばれた御給人制度の実態をあらゆる分野から捕え、その果たした役割を明らかにするとともに、各期における御給人の氏名・俸禄高を漏れなく記述した。

③乏しい資料から、貧しかった七戸地方農民の経営の実体を明らかにするように努めた。特に、大豆をめぐる農民と藩とのあつれきについて詳述した。

また、農民の生活と大きな係わりのある税制について、七戸地方には年貢の自主申告制度のあったことを

明らかにした。

凶作・飢饉については、その発生原因・惨状等のほか、農民の生活の知恵である豊凶の予知方法等についての記録を出来る限り収録した。

④畜産の章では、古代から近世末にかけての南部地方の馬産史を概説し、七戸地方産馬の優秀性と七戸地方の農民が馬によって生かされてきたことを明らかにした。

⑤百姓一揆についても、新しい資料を紹介することができた。

⑥「七戸における商業」は、最も力を入れた章である。ここでは、概説の外に、大塚屋・大安家・船木屋を取り上げ、各家の由緒、経営方針、経営の実体等について触れた。

特に、酒造経営について、南部藩では、酒造免許石高の三倍まで作らせることを定例としていたこと、大安家においては、複式簿記的記帳法を採用していたこと、廻船業の利潤が莫大であったこと等明らかにすることができた。

⑦七戸藩については、七戸藩は明治二年の創設であるので次巻で取り上げることとした。

最後に、本書執筆に当たり、快く貴重な資料を提供して下さった諸氏に厚く感謝申し上げます。

昭和五九年六月、入梅入りの日

凡 例

一、本書は広く町民各位に読まれることを期待し、簡明平易な記述を旨とした。但し、貴重な資料については、原文のまま紹介した。

一、第二巻は、古代・中世・近世の三篇とし、盛田稔が担当した。

一、参考文献については、すべて『』を付したが、それらの引用に当っては、短文の場合「」を付して行中に記し、長文の場合には別行とし二わく下げて記することとした。

一、人名はすべて敬称を略したが、引用文に限り、原文のままとした。

一、表記については必ずしも当用漢字音訓表・「送り仮名の付け方」によらなかった。

一、欠字または読解不能の文字は、□□で示した。

一、明らかに誤字と思われるものについては、活字の右がわに（ママ）と記した。

一、数字の用法は左の如く統一した。

一億二三四五万六〇〇〇年

二万三〇〇〇年

一九八二年一月一〇日

但し、列記する場合は次の如くした。

昭一〇・三・三
夕一六・一二・八
夕二〇・八・一五

目次

第五篇 古 代 …………… 一

第一章 奈良時代以前の青森県 …………… 一

第一節 青森県最古の須恵器 …… 天間林村松ヶ沢遺跡 …………… 一

第二節 史書にあらわれた青森県 …………… 二

一 景行天皇(三世紀末～四世紀前半)二七年『日本書紀』…………… 二

二 景行天皇四〇年『日本書紀』…………… 三

三 齊明天皇元年(六五五)『日本書紀』…………… 四

四 齊明天皇四年(六五八)『日本書紀』…………… 五

五の一 齊明天皇五年(六五九)『日本書紀』…………… 六

五の二 齊明天皇五年(六五九)『日本書紀』『伊吉連博徳書』…………… 九

第二章 奈良時代の青森県 …………… 一〇

第一節 奈良時代の東北地方…………… 一〇

第二節 奈良時代の青森県…………… 一四

第三節	禁ぜられた陸奥の馬の売買	一九
第四節	奈良時代の七戸地方	二
一	大林遺跡(砂子田百穴、砂子田盛喜山遺跡)	三五
二	十三杜平遺跡	三七
三	倉越遺跡	三七
第三章	平安時代における東北および青森県	六
第一節	概説	二九
第二節	平安時代における上北郡地方	四〇
第三節	弘仁二年文室綿麻呂による蝦夷征伐	四四
第四節	戸の起源に対する一説	五
第五節	弘仁四年文室綿麻呂による蝦夷征伐	五
第四章	壺の碑伝説と都母村	六〇
第一節	歌枕「つぼのいしぶみ」	六〇
第二節	千引の石	六四
第三節	多賀城碑即「つぼのいしぶみ」説	六五

第四節	坪村の碑即「つぼのいしぶみ」説	七〇
第五節	「つぼのいしぶみ」複数存在説	七三
第六節	南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説	七三
	一 石の数を一箇とするもの	七四
	(一) 三輪秀福著『旧蹟遺文』文化三年(一八〇六)	七四
	(二) 古川古松軒著『東遊雜記』天明八年(一七八八)の項	七五
	二 石の数を二箇とするもの	七七
	(三) 大巻秀詮著『邦内郷村志』(享保元年一八〇一没の人)	七七
	(四) 岸俊武編『新撰陸奥國誌』明治五年(一八七二)	七九
第七節	明治期以降の「つぼのいしぶみ」論	八一
第八節	結 言	八五
第五章	前九年の役と青森県	九〇
第一節	空白の時代の営み……農業の発展	九〇
第二節	陸奥と馬	九三
第三節	奥六郡の司、安倍氏	九六
第四節	前九年の役と、奥六郡の奥の支配者安倍富忠	一〇三

第一章	再び「戸」について	一四七
第一節	序	一四七
第二節	糠部郡について	一四九
第三節	糠部九ヶの部四門制	一五一
第四節	戸の初見	一六三
第五節	結	一七三
第二章	南部氏の糠部下向	一七四
第一節	南部光行の糠部下向	一七四
第二節	七戸太郎三郎朝清の糠部下向	一七九
第三節	第一期の七戸氏	一八三
第三章	南北朝時代の争乱	一八六
第一節	鎌倉時代末期の糠部の給人	一八六
第二節	建武中興と根城南部氏	一九五
第三節	北畠顕家の下向と根城南部氏	一九九

第四節	南北朝時代の開幕と根城南部氏	二〇三
第五節	根城南部第四世師行の戦死	二〇七
第六節	根城南部第五世政長の七戸拝領とその活躍	二〇九
第七節	根城南部第六世信政の勤皇	二一七
第八節	根城南部第七世信光の忠節	二一九
第九節	根城南部第八世政光の勤皇	二二六
第二〇節	七戸城と天間館	二四一
第二節	第二期の七戸氏	二四七
第四章	蛎崎蔵人の乱と天魔館五郎右衛門	二五八
第一節	乱の原因と緒戦における根城南部勢の苦戦	二五六
第二節	根城南部勢の攻勢	二六四
第三節	征夷総大将南部政経の出陣と蛎崎蔵人の逃亡	二六八
第四節	南部政経上洛	二七一
第五節	天魔館五郎右衛門と蛎崎氏	二七五
第五章	豊臣秀吉による奥州征伐	二七八

第一節	中世末期の中央情勢と青森県	二七六
第二節	奥州仕置令	二八〇
第三節	九戸政実の反乱と七戸家国	二八四
第四節	九戸城をめぐる攻防と九戸・七戸氏等の滅亡	二九一
第五節	七戸城の落城	二九五
第六節	もう一人の七戸城主―七戸伊勢守慶道	二九六
第六章	中世末期の南部氏の家臣構成	三〇二
第一節	家臣構成	三〇二
第二節	天間館源左衛門等の身分的性格	三〇六
第七章	七戸町周辺の城館	三〇八
第一節	青森県の城館の分布	三〇八
第二節	南部諸城の特徴	三一〇
第三節	七戸町周辺の城館	三二七
第四節	七戸町の城館	三三一
一七	七戸城	三三一

二	荒熊内館	三三八
三	大池館	三三九
四	坂本館	三三〇
五	下見町館	三三三
六	砂子田館	三三四
七	槻ノ木館	三三五
八	矢館	三三七
九	館野館	三三六
一〇	治部袋館	三三九
一一	一の館	三三〇
一二	その他の城館	三三一
(一)	作田館	三三二
(二)	中村の稻荷館	三三三
(三)	七万平の館	三三三
(四)	殿城	三三三
(五)	上屋田館	三三三

第七篇 近 世 三三九

第一章 第三期の七戸氏 三三九

第一節	南直勝七戸の名跡を継ぐ	三三九
第二節	七戸直時の治世	三三九
第三節	七戸直時の死去と葬式の次第	三七〇
第二章	七戸隼人正重信の治世	三七五
第三章	南部・八戸二藩の分立と七戸	三七八
第一節	南部藩の断絶	三七八
第二節	新南部藩と八戸藩の誕生	三六三
第三節	第三期の七戸氏の断絶	三六五
第四節	代官政治のはじまり	三六九
第四章	南部藩の地方行政組織	三五二
第一節	郡・通・村制	三五二
第二節	代官の職務	四〇一
第三節	七戸代官所御給人役職	四〇七
第四節	七戸通の行政区域	四一〇

一	『邦内郷村志』（村名・高・民戸数・馬数書上）	四一三
二	享和三年（一八〇三）『仮名附帳』	四一五
三	天保七年（一八三六）『七戸惣郷村名附』	四一六
四	安政五年（一八五八）『御領分中本村枝村仮名附帳』	四一八
五	明治二年（一八六九）『陸奥国北郡之内郷村高帳』	四二一

第五章 御給人制度

第一節 御給人制度の成立

一	御給人の意義	四四二
二	御給人制度成立の契機	四四四
(一)	旧武士御給人	四六二
(二)	新田開発御給人	四六三
(三)	町人御給人	四六七
(四)	分家御給人	四七〇

第二節 御給人制の展開

一	各時代に採用された家臣・御給人数	四七二
(一)	七戸隼人正直時家臣	四七三
(二)	七戸隼人正重信の採用した家臣・給人名	四七五
(三)	三〇世行信の採用した給人名	四七九

(四)	三世信恩の採用した給人名	四八〇
(五)	三世利幹の採用した給人名	四八一
(六)	三世利視の採用した給人名	四八四
(七)	三四世利雄以後採用された給人名	四八六
(八)	文久元年(一八六一)七戸御給人身帯書上	四八七
二	御給人数の変動	四九三
(九)	幕末七戸御給人身帯書上(明治二年記)	四九四
三	南部藩御給人制度における七戸御給人の位置	五〇八
四	七戸御給人の筆頭の家格	五〇〇
第三節 御給人の機能 ……………五一一		
一	代官所役人としての職責	五二五
(一)	下 役……………五二七	
(二)	御山奉行……………五二九	
(三)	牛馬吟味役……………五三三	
二	治安維持および有事の際の護りに任ずること	五三四
三	学問と武芸に励むこと……………五三三	
四	新田開発その他の産業開発に勉めること……………五三四	
第四節 知行地の経営形態 ……………五三五		
一	知行地の耕作者別区分……………五三五	

二	知行地の仕付高、不仕付高の割合	五九
三	御給人の所得（年貢収入）	五〇
四	御給人の知行高の変遷	五四
五	借用手形並びに土地売渡手形に見られる御給人の生態	五〇
六	明治維新と御給人	五七

第六章 農業生産の構造

第一節	村位	五八
第二節	標準反収（斗代）	五三
第三節	農家戸数と村高	五六
第四節	七戸村の村高	五七
第五節	農家一戸当たりの持高	五一
第六節	地目構成・一戸当たり経営面積及び作付構成	五六
一	地目構成・一戸当たり経営面積	五六
二	作付構成	六三
第七節	大豆と農民	六七

第七章 検地

六二〇

第一節	太閤検地	六三〇
第二節	南部藩独自の地積計算法	六三三
第三節	農民側からの検地の要求	六三五
第八章 新田開発		
第一節	江戸時代初期の新田開発	六三六
第二節	寛文期における新田開発	六三八
第三節	新田開発の具体的手続	六三三
第四節	南部領における幕末の相次ぐ開発	六四〇
第九章 南部藩の税制		
第一節	南部藩の斗代・歩付	六四三
第二節	実際の徴税法	六五〇
第三節	諸役	六五五
第二〇章 凶作と飢饉		
第一節	地獄絵図	六五九

第二節	封建社会の財政的基礎	六六〇
第三節	凶作・飢饉の発生原因	六六一
第四節	凶作年表	六六四
一	元和の凶作	六六六
二	寛永の凶作	六六六
三	元禄の凶作と飢饉	六六八
四	宝暦の飢饉	六七一
五	天明の飢饉	六八一
六	天保の飢饉	六九〇
第五節	豊凶の予知と救荒食物	七〇四
第一章	畜産	七二六
第一節	農業以外の収入源	七二六
第二節	南部地方馬産史概要	七二七
第三節	江戸時代の藩有牧	七三三
第四節	官馬の飼養法	七三九
第五節	里馬の飼養法	七三三

第六節	農家一戸当たり所有馬数	七四
第七節	里馬の販売法	七七
第八節	馬の身幹	七三
第九節	その他の畜産	七四

第二章 百姓一揆

第一節	百姓一揆の最多発藩	七五
-----	-----------	----

第二節	七戸通の百姓一揆	七三
-----	----------	----

- 一 延享二年（一七四五）七戸通地頭排斥一揆
- 二 寛政八年（一七九六）七戸通馬売買税増税反対一揆
- 三 嘉永六年（一八五三）五月、七戸通夫伝馬税の公平賦課要求一揆
- 四 嘉永六年（一八五三）七月、別段御買上大豆反対一揆

第三章 物産の流通

第一節	七戸地方における商品生産	七四
-----	--------------	----

- 一 『御国産細見』
- 二 大豆と馬
- 三 養蚕

四 漁業	七八三
五 鉱工業	七八七

第二節 物資の流通組織

一 定期市	七九三
二 馬市	七九五
三 行商	七九五
四 坐商	七九八

第四章 商工業

第一節 近世七戸商工業の概観

第二節 大塚屋（盛田家）

一 盛田家の由緒	八一九
二 近江商人の血の導入	八三六
三 五代目喜右衛門の活躍	八三〇
(一) 御給人盛田喜右衛門	八三四
(二) 大塚屋の家定（家憲）	八三七
四 大塚屋三店について	八五五
(一) 大塚屋の富力について	八五五
(二) 店	八六七

(三) 松坂屋	八七一
(四) 江州屋	八七四
(五) 三店の総合決算	八七六
五 衰退期の大塚屋について	八七六
(一) 両盛田家の関係について	八七九
(二) 大塚屋破産の危機と盛田家の分立	八八八
(三) 大塚屋、名字帯刀御免	八九三
第三節 大 安 家	八九七
一 大安家の由緒と家定	八九七
二 大安家の酒造経営	九〇一
(一) はじめに	九〇三
(二) 幕藩体制下における酒造統制	九〇三
(三) 酒造米の購入と造酒ならびに販売	九〇七
(四) 酒造用白米に対する清酒出来高の割合	九二二
(五) 酒造株と酒造石数との関連	九二三
(六) 経営利潤	九三三
三 大安家の質屋経営	九四一
四 大安家の記帳法：複式簿記的記帳法	九四六
五 多角経営と経営利潤	九五四

第四節 船 木 屋 …………… 九六三

一 船木屋（山松家）の由緒…………… 九六二

二 初代船木屋松五郎…………… 九六四

三 二代船木屋松五郎（儀兵衛）…………… 九六七

（一）二代船木屋松五郎（義兵衛）の人間像…………… 九六八

（二）二代船木屋松五郎（儀兵衛）の事績…………… 九七〇

（三）二代船木屋松五郎（儀兵衛）の榮譽…………… 九七四

（四）酒造家としての船木屋…………… 九八五

（五）廻船業者としての船木屋…………… 九八八

第五章 林 業…………… 九九八

第一節 南部藩の林政概観…………… 九九八

第二節 林野の種類…………… 一〇〇三

第三節 林野の利用…………… 一〇〇五

第六章 交通・運輸…………… 一〇三四

第一節 交通の発達…………… 一〇三四

第二節 奥州街道宿駅名…………… 一〇三六

第三節 道路の整備	1043
一 一里塚	1044
二 並木	1051
第四節 境目番所	1053
一 男女・物資の流出入の取締	1053
二 移出入税の徴収	1061
第五節 交通・運輸施設	1067
一 駅伝の制	1067
二 助郷の制	1070
三 飛脚の制	1070
四 橋梁	1071

